

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳の交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に関し、平成30年8月24日付けで行った愛の手帳の交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、長年にわたる定期的な検査で、発達期に知的障害があらわれていることは明らかである。また、日常生活に支障が生じていることも、医師の診断及び就労移行支援事業所の情報提供書からも明らかである。心障センター多摩支所は、資質に疑いのある心理判定員が面接において十分な聴き取りも行なわず、想像による虚偽の記載を含み作成した面接記録票をもとに、本件判定書を作成し、処分庁に進達したことは明らかである。

以上のとおり、本件処分は、主として心理判定員による不適切な検査手法や不十分な事実聴取が原因となり、本来考慮されるべき請

求人の実態が考慮されず、他方で事実と異なることが考慮された違法がある。したがって、本件処分の取消しを求めるとともに、愛の手帳の程度認定は4度が妥当と考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月13日	諮問
平成31年 4月18日	審議（第32回第1部会）
令和 元年 5月23日	審議（第33回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数は、「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までに区分され、4度（軽度）の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のもに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱5条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をし

なければならないとし、また、都要綱 9 条は、7 条の規定による手帳の更新については、3 条及び 5 条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号。以下「実施細目」という。）の 4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 85 と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75」の区分を上回るものとして、非該当と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等において、請求人は、3つの言葉の類似点や寓話（たとえ話）の意味を答える課題にほぼ正答しており、抽象語を定義する課題の際、「あわれみ」の問に対して「生類あわれみの令」と、「ねたみそねみと書いてしっととといいます」と発言するなど、語彙や知識は豊富であった。数的処理能力は、四則演算のほか、応用問題及び文章題にも正答していた。また、複雑な事柄から1つの原則を発見すること（帰納的推理）や、論理的推理も可能であった。

以上により、個別判定基準表における「文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力」は可能であり、知的能力は非該当と記載されている。

ウ 「職業能力」について

面接等において、平成30年4月から就労移行支援事業所に徒歩で通所し、箱づくりや封入等の作業を行うほか、就労トレーニングを受けているとの陳述があった。

以上により、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

エ 「社会性」について

現在、就労移行支援事業所に通所しており、同事業所において大きな問題行動はみられていない。一方で、面接等において、不注意さや周囲の人の反応を適切に感じ取れない等の特性がみられた。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等において、母との会話に割り込み、関連しているが自分の感想や気持ちを一方的に話すことが度々あったが、母に制止されると黙ることは可能であった。また、面接等において、請求人は、寓話（たとえ話）の意味を答える課題にほぼ正答するなど、語彙や知識は豊富であった。

以上により、個別判定基準表における「言語及び文字を通しての意思疎通」は可能であり、意思疎通については、非該当と記載されている。

カ 「身体的健康」について

面接等において、10歳ころから20歳まで、興奮等のため、神経系に作用する薬剤を服用していたとの陳述があった。ただし、現在は当該薬剤を服用しなくても乱暴・興奮等はないことから、身体的健康については非該当と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等において、現在は、神経系に作用する薬剤を服用しなくても乱暴・興奮等はなく、食事及び睡眠のリズムは安定しており、食事量のセルフコントロールは可能であるとの陳述があった。一方で、多少ハイになりがちで、身だしなみや対人マナー等において、適切な注意や配慮が不十分になることがあるとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等での母からの聴き取りによれば、請求人は、食事は用意されたものを箸で食べることができる、排泄及び入浴は一人で処理できる、着脱衣は寒暖調節が不十分であるもののひととおり自分でできる、洗面及び整容等の身だしなみについては声かけが必要とのことであった。

以上により、食事、排泄、着脱衣等の身辺生活処理は、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中4項目が非該当、4項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果はいずれも、個別判定基準表に照らして、心障セ

ンターにおける専門的見地からの判断として合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害については非該当 自閉症スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA 21 MA 13 : 8 IQ 85 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「知的障害者としての支援の対象ではない。」と、それぞれ記載されており、いずれも請求人の状態に照応した所見であると認められる。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「前各号（1度（最重度）から4度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、前記（第3）のとおり、本件処分は、主として心理判定員による不適切な検査手法や不十分な事実聴取が原因となり、本来考慮されるべき請求人の実態が考慮されず、他方で事実と異なることが考慮され作成された面接記録票や本件判定書に基づき行われており、違法がある旨主張する。

しかしながら、請求人が、本件審査請求書において不適切な検査手法として挙げている心理判定員（心障センター多摩支所の職員）による質問の聞き直しは、知能検査前に行われた母同席の面接（基本的生活（日常生活状況）を確認する中での釣銭計算問題）での行為であって、請求人の誤答が不注意によるものか本当にできないものかを見極めるために心理学的見地から慎重になされたものといえ、不当というべき点は特になく認められる。また、本件判定書については、心障センター多摩支所の職員及び心障センターの精神

科医師らによる請求人及び母への面接等の後、心障センターにおける判定会議を経て作成されたものであって、その判断形成過程に不合理な点はみられない。

その上で、上記 2・(1)及び(2)の医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見を総合的に判断した場合、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表（別紙 1）における「前各号（1 度（最重度）から 4 度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当であることは上記 2・(3)のとおりであるから、請求人の上記主張を採用することはできないというほかない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 1 及び 2（略）